

一般社団法人電波産業会 情報公開規程

平成10年9月30日第8回理事会制定
平成14年2月27日第20回理事会改正
平成15年2月26日第23回理事会改正
平成21年12月11日第47回理事会改正（23.04.01）施行
平成23年5月23日第1回理事会改正

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人電波産業会定款（以下「定款」という。）第47条、第48条及び第54条の規定に基づき、当会における情報公開の適切な対応に必要な事項を定めることにより、情報公開の円滑な推進に資することを目的とする。

（公開対象書類等）

第2条 情報公開は、次の各号に掲げる業務及び財務等に関する資料を、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供し、第1号から第10号までについてはインターネットにより公開することによって行うものとする。

（公開対象書類等）

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 事業報告及びその附属明細書
- (5) 収支計算書
- (6) 貸借対照表及び附属明細書
- (7) 正味財産増減計算書及び附属明細書
- (8) 財産目録
- (9) 事業計画書
- (10) 収支予算書
- (11) 監査報告
- (12) 会計監査報告
- (13) 役員報酬規程
- (14) 役員退職慰労金等規程

（貸借対照表の公告）

第2条の2 定時総会の終了後遅滞なく貸借対照表を電子公告により公告を行うものとする。

2 事故その他やむを得ない事由によつての電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法によるものとする。

（備え置き期間等）

第3条 第2条に掲げる資料を備えて置き、又は一般の閲覧に供する期間等は、次のとおりとする。

- (1) 定款、役員名簿及び会員名簿は、可能な限り最新の状態で、常時
- (2) 事業報告及びその附属明細書、収支計算書、正味財産増減計算書及びその附属明細書、貸借対照表及びその附属明細書、財産目録、監査報告及び会計監査報告は、定時総会の日から二週間前の日から、5年間の期間
- (3) 事業計画書及び収支予算書は、当該事業年度の開始の前日までに備え、又は一般の閲覧に供し、次の事業年度の事業計画等が備えられるまでの期間

2 前項の規定にかかわらず、インターネットによる資料の公開については、定時総会終了後、原則として一ヶ月以内に行うものとする。

(資料の閲覧の請求方法等)

第4条 一般の者から第2条に掲げる資料の閲覧の請求があったときは、次の各号に掲げるところにより閲覧させるものとする。

- (1) 資料の閲覧請求があったときは、別紙に定める様式の資料閲覧申込書を提出させるものとする。
- (2) (1)の資料閲覧申込書を受け付けたときは、所定の場所において、総務部職員の立会いの下に閲覧請求資料を閲覧させるものとする。この場合において、当該資料の閲覧が業務に支障があると認められるときは、別に定める日時又は場所において閲覧させることができるものとし、当該日時又は場所について資料閲覧申込者と調整するものとする。
- (3) (2)の資料を閲覧させる前に、その撮影又は複写はできない旨資料閲覧申込者に伝えるものとする。
- (4) 資料閲覧申込書は、受付番号順に整理し、保管するものとする。

2 事故その他やむを得ない事由によつての電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法によるものとする。

附 則

この規程は、平成10年9月30日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成14年2月27日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、一般社団法人移行の日（平成23年4月1日）から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成23年5月23日から施行する。

